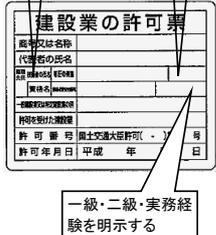
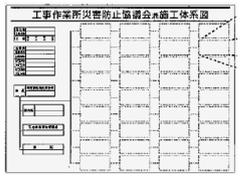
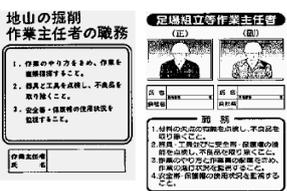
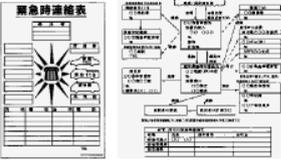
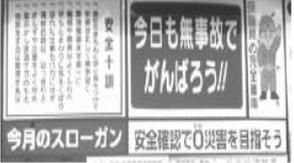
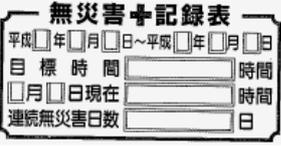


公共工事の主な工事標識・看板の掲示整理表

H28・4/1(修正)

主任・監理技術
の別で表記
専任の有無は
専任または空
白で表記

種別	名称	掲示の根拠	掲示の対象者		掲示上の注意事項	標識・看板の例 (二重枠は様式が定められている)
			工事関係者	公衆		
法律規則等で 掲示が定めら れている標識 看板	①建設業の許可票	・建設業法第40条 ・市適正化要綱第6条の(7)		○	・店舗用とは別様式 ・下請も施工中は掲示する ・監理、主任の区分を表示する ・500万円以上の工事施工には建設業許可が必要(下請も同じ) ・建設業許可を受けた業者は、建設工事の現場毎に建設業許可票を掲示することが義務づけられている ・許可業種には該当業種を表示 ・標識寸法 35cm(横)以上×25(縦)cm以上(H23.12/27)	
	②施工体制台帳作成工事であることの周知(通知及び掲示)	・入札及び契約の適正化法第15条1、2項 ・建設業法施行規則第14条の3、4	○		・入札及び契約の適正化法は、台帳作成の周知については触れていないが、台帳を作成する上では、この点についても周知する必要がある。 (注意) 建設業法等が一部未施行のため前橋市の施行体制の適正化に関する要綱に準じる	【掲示文例】 この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。 ○○建設(株)
	③労災保険関係成立票	・労働者災害補償保険法施行規則第49条 ・適正化指針	○		・標識寸法:(縦)40cm×(横)40cm ・地色 白 文字 黒	
	④施工体系図	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条1項 ・建設業法第24条の7-4項 ・市適正化要綱第6の(5)	○	○	掲示場所は、 ・(1)工事関係者が見やすい場所 ・(2)公衆が見やすい場所 (注意) 建設業法等が一部未施行のため前橋市の施行体制の適正化に関する要綱に準じる	
	⑤作業主任者	・労働安全衛生規則第18条 ・安全衛生推進者等 ・労働安全衛生規則第12条の4	○		・氏名、職務及び複数を選任する場合はその分担を表示する ・有資格者表とは区分する ・作業指揮者に該当する場合はそのように掲示する ・数が多い場合は職務を併記した一覧表でも可 ・安全衛生推進者(衛生推進者)を選任している場合は掲示する(事業所規模10人~50人)	
法律等に準ずる 標識看板	⑥建設業退職金共済制度適用事業主工事現場(標識)	・建退共制度改善方針について(労働省、建設省、建退共本部)H11.3.18 ・適正化指針	○			
	⑦工事中標示板	群馬県路上工事等の安全施設設置要領 H19.3		○	・工事看板等における連絡先の記載方法について(H18.12.6建設監理課長通知) ・補助標示板は地域住民や歩行者が見ることができる安全な場所に設置	

識 看 板 等 に 準 ず る 標	⑧道路占用工事許可標示 (河川占用)許可標示 保安林(保安施設地区)内作業許可 済標識他		○	・該当工事で掲示	
安 全 標 識	⑨有資格者一覧		○	・就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事するものを表示する ・当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する	
	⑩緊急時連絡表	・土木工事安全施工技術指針 第1章第3節5 (建設大臣官房技術審議官通達 H13.3.29)	○		
そ の 他 の 安 全 標 識	⑪安全スローガン		○		
	⑫無災害記録表		○		
	⑬作業予定表(お知らせ)		○		
	⑭危険予知活動表		○		
	⑮その他労働安全に関する事項		○	・ワーヤーロープの使用禁止基準 ・玉掛ワイヤーの点検 ・その他	

・原則として⑩までについては全ての工事現場で掲示する。(②・④・⑦⑧は該当工事)その他労働安全に有効と思われる掲示をすい
・工事関係者に対しては常時確認できる現場事務所前広場等の「安全掲示板」などに掲示し、公衆に対しては実際の施工場所近くの公衆の見易い場所に、群馬県路上工事等の安全施設設置要領による場合は、⑦・①・④をセットで掲示することを基本とする。
(1箇所はセット、他は⑦単独で可)

・このほか交通障害となる道路工事などでは、公衆の安全を確保する保安施設や標識等を安全施設設置要領などにより設置する。
・破損、不鮮明なものはすみやかに交換する。

・建築工事の現場には⑦に替え、近隣住民等に当該工事の周知徹底を図るため、下記事項を記載した掲示板を設置するものとする。

なお、設備工事の請負者と連名にて記載する場合は、設備工事請負者と協議のうえ製作するものとする。

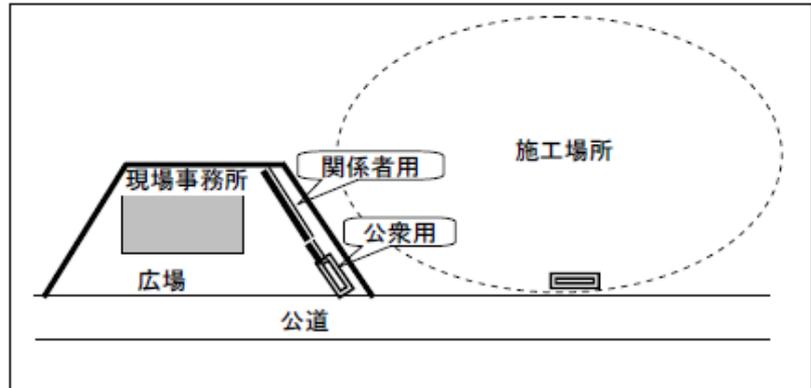
- 1) 工事名
- 2) 工事現場
- 3) 発注部・課名
- 4) 設計者 及び委託
- 5) 工事監理及び委託先
- 6) 工事請負者 会社名、連絡先
- 7) 工期

工事標識・看板の掲示配置例



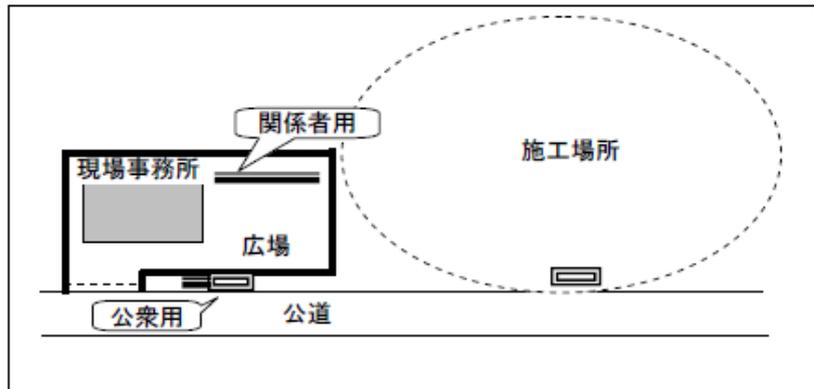
パターンA 工事関係者と公衆用が兼用できる場合

掲示板に公衆が近づいても支障ないときは同じ掲示板にする



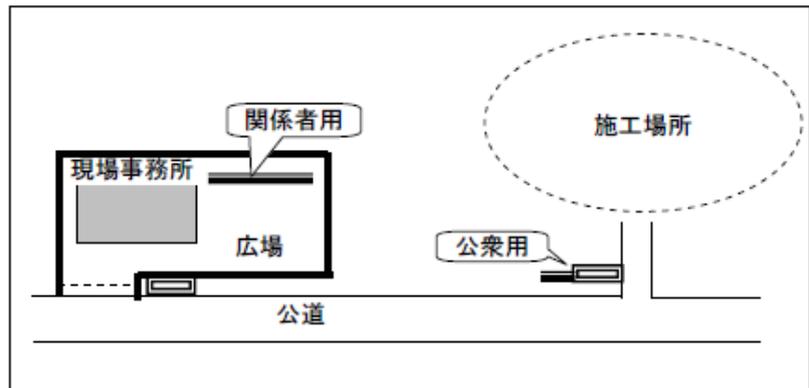
パターンB 現場事務所広場に公衆の出入りを禁止する場合

公衆用として公道から見易い場所に掲示する



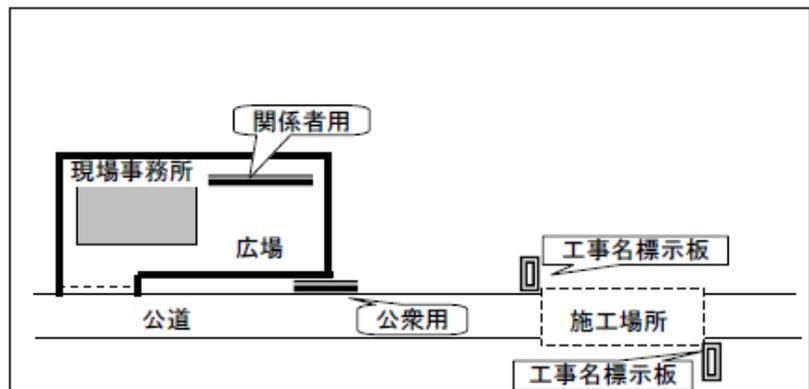
パターンC 現場事務所と施工場所が離れている場合

公道からの入り口の公衆に見易い場所に掲示する



パターンD 交通規制を伴い、路上工事等の安全施設設置要領を適用する場合

路肩が狭く、建設業許可票、施工体系図を設置するのが適当でなければ、近傍に設置する（工事名がわかるように標題を付けるのがよい）



・工事名標示板とは工事中標示板、又は全面(車両)通行止標示板をいい、車の進行方向に対し直角を基本とする。